

## 仙台家庭裁判所委員会（第）議事概要

### 1 日時

平成29年11月29日（水）午後1時30分から午後3時40分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

安保英勇，今津綾子，木村裕子，佐藤万里子，高田修，高橋由佳，高橋由紀，中山直子，西村睦生，原谷守，松並重雄，丸山水穂（50音順，敬称略）

#### (2) 説明者

竹内首席家裁調査官，川井首席書記官，菅原次席書記官，赤間訟廷管理官，赤津主任書記官，庵原主任書記官，押井主任書記官

#### (3) 事務局

大山事務局長，野中総務課長，譽田総務課課長補佐，高橋総務課庶務係長

### 4 議事

(1) 本日のテーマである「成年後見制度の現状と今後の在り方について」について，家庭裁判所から説明した。

#### (2) 意見交換概要

別紙のとおり

### 5 次回期日等

#### (1) 次回期日

平成30年6月27日（水）午後1時30分

#### (2) テーマ

未定（おって決定する。）

(以下、☆は委員長、●は委員、◎は裁判所委員、○は説明者の発言とする。)

- ： 身上監護についての一般的な説明や例を教えてください。
- ： 身上監護には、施設入所契約や要介護認定のための申請のほか、各種介護サービスの中で、ショートステイが良いのか、別の施設への入所が良いのかについての検討であったり、自宅介護の場合に介護ベッドを契約するなどの例がある。後見人自らの判断や、地域の医療・福祉等を担当するケアマネージャーと相談し、本人の財産と照らし合わせながら、本人にとって最善と思われる各種サービスの契約等を駆使していくというのが成年後見人の身上監護と言える。
- ： 様々な福祉サービスの利用にも目を配るということだと思うが、後見人が必要な方は、判断能力が全くない方というのが前提なので、元々ケアマネージャーなど福祉関係の専門職とつながっていないという状況が想像しにくい。その中で、後見人又は後見監督人が、福祉サービスにつなげるという状況が今一つ理解しにくいですが、こういった例や状況で、身上監護が必要になってくるのか教えてください。
- ◎： 後見制度の利用者の中には、法律上の行為能力はないが、自分はこういうことをしたい、こういった生活をしたいという意向を表明できる方も多くいる。そうした意向に寄り添うような形で、本人の財産を使っていくというのが身上監護の中心になる。地域のケアマネージャーとのつながりがあることが普通ではあるが、全くつながりがない方もいて、そうした場合には、社会福祉士を後見人に選任して、より良い生活を送るための施設の選択や、生活の仕方についてアドバイスを受けることになる。
- ： 本人が福祉サービスにつながっていない場合に、社会福祉士を後見人に選任するのは正しいと思う。一方、社会福祉士といった福祉の専門家的人数が非常に少なく、法律の専門家が多く後見人になっている中で、どの程度まで福祉的なアドバイスができるものなのか。
- ◎： 成年後見は、遺産分割や預金の解約など、財産関係で必要に迫られて申立てをする方が多い。その中で、財産関係を巡る親族間の紛争性が高く、第三者である司法書士、弁護士を選任せざるを得ない事案が多かったという事情がある。そうした法律の専門家も、本人に身上監護が必要な場合には、裁判所に相談したり、地域のケアマネージャーに相談していたのが実情ではあるが、それでもなお福祉的なケアが弱かったというのが、今回の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に関する取組につながっている。
- ☆： 弁護士の委員の方は、福祉的な問題が生じた際に、後見人としてどうしているか。
- ： 身上監護という点では、本人に関わるケアマネージャーの専門的なアドバイスは、一理あるものの、家族の思いと異なる場合もあるので、家族の意向も酌みながら身上監護を行っていく必要がある。その意味では、家族の思いを酌める身内が、専門職のサポートを受けながら後見人を務めるのが良いと思っている。

弁護士が後見人を務める場合、財産管理が中心にはなるが、身上監護面に関わる場合には、高齢者問題や障害者問題に専門的に取り組んでいる弁護士に相談することも

あるし、何より本人や家族の意向が一番出発点にあると思うので、まず本当はどのようにしたいのか、何に困っているのか聞き取った上で、問題点を整理し、解決に向けてサポートすることはできると思う。

☆： 家族や法律分野の専門職が後見人になった場合に、福祉に関する知識・経験が不足する部分について、十分に支援していける態勢を整えていくことが必要であり、現在、家庭裁判所において検討している事項の一つである。

現状においても、後見人から、福祉的な問題について裁判所に問合せがあった際には、集積した事例等を基に、回答して支援している部分がある。しかし、裁判所は、そもそも福祉関係の専門家ではないため、必ずしも質の高い回答になっていないのではないかという疑問もある。そこで、これからネットワークの強化や後見人支援の態勢を整えていくために、家庭裁判所において何ができるか意見をいただきたい。

●： 一般の立場からすると、財産管理を第三者に委ねるというのは違和感がある。これまでの統計で、弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人等による不正行為がどのくらいあるか教えていただきたい。

○： 全国では、概数ではあるが、平成28年1月から同年12月までの間に、後見人等による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例が502件あり、うち専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）による事案は、30件であると聞いている。

●： 業務上横領など、類型としてどのようなものがあるか。

○： 後見人としての横領であれば、一般的に業務上横領ということになる。

◎： 新聞報道では、後見人の横領事案が大きく報道されるが、それよりも、潜在的に後見制度の利用が必要と思われる方が400万人を超えている中で、保護が必要なのに保護されていない方がいることが、一番大きな問題ではないかと思う。地域連携ネットワークができると、制度利用前から、保護が必要な人に対するフォローができるようになり、能力が低下してきた段階で、適した人を後見人に選任して保護につなげるといった継続的な保護が可能になると思う。

また、後見人が親族の場合、法的知識がなかったり、乏しいことにより、本人の財産を使い込むような事案が出てきたこともあり、専門職の後見人が増えていったという経緯もある。後見人の職務は、数年、数十年続く可能性がある中で、地域連携ネットワークがチームとして後見人を支える態勢ができれば、本人の保護につながる上、身上監護面で、親族がより良いサポートをしやすくなるというのが今回の成年後見制度利用促進基本計画の目指す制度の利点であると思う。

●： 専門職の場合、報酬はどのくらい支払われるのか。

○： 基本報酬については、個別の事案において裁判官が判断することになるが、概ね、本人の管理財産が少ない場合でも、月額約2万円、年額約24万円程度になる。

◎： 親族後見人であっても、報酬付与の申立てがあった場合には、専門職と同等の報酬を支払っている。

☆： 管理財産が大きくなれば、金額が違ってくることもある。

●： 障害者の相談支援事業所に従事していた中で、家族間ではどうしようもできない状況になるなど、福祉の範囲を超えて、法的な相談が必要になり、法テラスから家庭裁

判所を案内され、市町村申立てに至ったものが2件あった。そうした中で、申立てに当たって、診断を依頼する医師を探すのに時間が掛かった場面や、保佐人は一度決まると代えられないなどとの話を聞いていたので、相談支援専門員として、定期的なカンファレンスを行い、保佐人とともに本人の生活状況を考えた場面があった。手術の同意、アパートの保証人となることなどは難しいという問題もあり、こうしたインフォーマルなサービスに対応してくれる人をどのように探したらいいのかというジレンマがある。

成年後見制度利用促進の点では、今後、家庭裁判所において、地域の中で、障害者と接する支援者、家族、興味のある方などを対象に、成年後見の講座等を行う機会があれば、連携できたらいいと思う。

- ◎： 保佐人は、従前、解任事由や正当な事由がなければ、解任や辞任に至ることがなかったが、今後は、長い年月の中で、本人の意向に沿った良い仕事をするためには、本人やその家族とのマッチングを重視していこうという方向になっている。申立て段階に、これまで地域で本人を支えてきた人がいて、相当であるとの推薦があれば、それに沿う形で後見人を選任するようになり、従前よりも利用しやすい制度になるのではないかと思っている。
- ☆： 地域連携ネットワークにおける中核機関には、後見人受任者調整等の支援の役割が期待されているため、どのような人が後見人候補者としてふさわしいのか、そこを調整してくれるシステムが今後できれば、適切な後見人の選択ができるであろうし、後見人選任後も、福祉問題、法律問題等について、相談できる窓口も適切なものとなり、そういったものを目指そうという形になっている。ここで、メインとして動くのは行政サイドになるが、家庭裁判所としても、その動きを応援したいと考えている。
- ： とある情報番組で、家族信託の推進を取り上げていたが、その中で、成年後見制度の場合、成年後見人が選任されると裁判所の許可なく財産を処分できなくなるといったような説明がなされており、裁判所と専門職にがっちり固められて、財産を売りたいくても売れないといったイメージで描かれていると感じた。後見制度に対する理解不足や認知度の低さがあるのではないか。また、後見制度には使いにくいというイメージがあるし、現実として使いにくい部分もあると思う。例えば、被後見人の年金が主な収入源となっている場合に、家計を家族の自由にできず、後見人に口を挟まれることに不満があるといった家族の声を実際に聞くことがある。

不正を防ぐことは大事なので、チェックは必要ではあるが、その家族らしい生活の仕方やお金の使い方があるはずである。後見人には、基本的には被後見人の一番身近にいて、被後見人の側に立って一緒に考えられる家族等が選任されることが望ましく、専門職が必要なサポートに回るといった在り方が増えると良いと思う。
- ☆： 後見制度は使いにくいというイメージがあり、利用者がメリットを実感できていない制度になっている面があるため、どのようにメリットを実感できる制度に切り替えていくのか、そのための家庭裁判所の取組について、意見をいただきたい。
- ： 一人暮らしの高齢者のほか、精神障害者も高齢化しており、親が亡くなった後に独居になる方などが増えていくことが予想され、市町村申立てが増加するのではないかと思う。その際、都市部ならいいが、地方では、介護福祉士やケアマネージャーなど

の専門職が、人口の母数に比して少ないため、市民が後見人になることも見込んでいく必要があると思う。

福祉の分野からすると、司法は関係のない世界の分野に思え、身構えてしまいがちなので、例えば、市民後見人養成講座を実施するとか、教育の場でもう少し啓発活動をしていくと良いのではないか。また、福祉の分野では、2025年を目途に、地域包括ケアシステムを構築し、小規模多機能自治といった住民参加型の仕組みで、社会的弱者を支えていこうという取組が進んでいるので、そうした中にも、成年後見のシステムを組み込んでいけると、利用が広がっていくのではないかと思う。

- ： 制度の運用面の問題と並んで、潜在的な制度利用のニーズを拾えていない状況も重要な問題と言える。成年後見の申立てを迷っている段階でも裁判所に相談してよいということが、一般に知られていないのではないかと思うが、相談に訪れた人の経緯について、具体的に教えていただきたい。
- ： 金融機関や保険会社から、家庭裁判所に行って相談するように言われて来庁するケースが最も多い。その場合には、成年後見制度をあまり理解しておらず、住民登録のように簡単にできるものと思って訪れる人もいる。もちろん、ケアマネージャーなどの福祉分野の専門家から、申立てを勧められて相談に訪れる方もいる。
- ： 財産管理という点では、生きているうちは成年後見で、死後は遺言でということが時系列的にあると思うが、遺言は社会的な認知がだいぶ進んでいるのに比べて、後見制度はだいぶ認知度が低い気がする。認知度を向上させるという活動まで家庭裁判所で取り組む意向があるか。
- ： 裁判所が成年後見制度について広報活動に打って出るというスタンスや方針は具体的には決まっていない。現時点での仙台家裁における取組としては、市民後見人、社会福祉士、ケアマネージャー等を対象とした外部の研修や講習の際に、依頼を受けて講師を派遣して、制度について説明しているような状況である。
- ： 判断能力に欠ける障害児の場合などに、親が年齢的に面倒を見られなくなった際に、兄弟やその子に後見人のバトンを渡していけるような制度を作れると良いと思っている。被災地においては、「まち大学」という場があり、行政やNPO法人も一般の方々も一斉に集まり、多くの団体が、良い街作りを目指して話し合っている。広報という点では、そうした場で、成年後見制度の話題を取り上げて、周知するのも良いのではないかと思う。
- ◎： 現在でも、後見人が高齢になった際に、別の親族が後見人を代わるケースも実際ある。
- ： 少子高齢化の時代なので、成年後見のような問題は増え、様々な機関で取り組んでいく必要のある問題であると思う。地域連携ネットワークが充実すれば、本当に素晴らしいことと思うが、音頭を取る行政の方で、どこまで本気になって取り組んでいくのかにかかっていると思う。制度の周知の点では、パンフレットやポスターによる周知だけでは、一般市民の方には徹底しないと思う。より周知を広げていくためには、小学校や中学校などに出向き、大きな授業のような形で話をし、子供たちにも潜在意識として持ってもらうようにしなければ解決しないのではないか。
- ： 制度の認知度を上げるという点では、メディアの果たす役割は非常に大きいと思う。

仮に、成年後見制度を情報番組等で取り上げた場合に、取っ掛かりとなる申立ては、最寄りの家庭裁判所となるが、家庭裁判所は、市民から遠く、ハードルがかなり高いという気がする。地域連携ネットワークが構築されれば、取っ掛かりが増え、制度を理解する機会がかなり増えると思うし、家庭裁判所としても、できるだけ市民が話を聞きやすいようにハードルを低くしていけば、かなり認知度が上がるのではないかと思う。

- ： 本日の委員会に出席するに当たり、妻と話をした際、後見制度は、使いたくないし、使いにくいのではないかという話になった。その理由としては、被後見人になると会社の役員に就けないこと、専門家が後見人になれば被後見人が亡くなるまで固定費のような形で報酬を支払い続けることになるといった懸念が挙げられる。

成年後見制度の PR という意味では、まず運用面で改善できるような点があれば検討していただきたい。例えば、社会福祉法人や市民が後見人になる場合は、報酬が低くなることあるのか。

- ◎： 市民後見人は、ボランティアの面があり、半分の報酬額となることが多い。それから、後見では使いにくいという場合に、必要な範囲で補助を利用することも可能である。また、親族が後見人の場合には、報酬付与を申し立てないことも多い。